



市 章

大津市公報

平 成 31 年 4 月 26 日
号 外 (第 32 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 57 大津市財務規則の一部を改正する規則..... 1
- 58 大津市国民健康保険診療所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第57号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「、自己の名義で領収書を納入義務者に交付し」を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 徴収等受託者は、前項の規定により歳入を収納したときは、自己の名義で領収書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する方法によって歳入を収納する場合であって、その性質上領収書を交付しがたいときにあつては、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市国民健康保険診療所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 4 月26日

大津市長 越 直 美

大津市規則第58号

大津市国民健康保険診療所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険診療所の管理運営に関する規則(昭和42年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(診療日等)」に改め、同条第1項中「診療時間及び休診日は、」を「診療日及び診療時間は」に、「、午前8時30分から」を「診療開始時刻の30分前」に、「ついては」を「ついては、」に改め、同項各号を次のように改める。

診療日 木曜日及び金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日又は12月29日から同月31日までの日に当たる日を除く。

診療時間 木曜日にあつては午前10時から午後5時まで、金曜日にあつては午前9時から正午まで

第4条第2項を次のように改める。

- 2 診療所が居宅サービス及び介護予防サービスを行う日は前項第1号に定める診療日に当たる日とし、その時間は同項第2号に掲げるとおりとする。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。